

## 第 1 章 次世代育成支援行動計画について

### 1. 計画策定の背景と目的

#### (1) 少子化の動向

わが国の合計特殊出生率は低下の一途をたどっています。昭和 49 年には現在の人口を維持するために必要な「2.08」を下回り、平成 2 年のいわゆる「1.57 ショック」以降もさらに少子化がすすみ、平成 15 年の合計特殊出生率は「1.29」となっています。

少子化の原因としては、これまで主たる要因とされてきた「晩婚化・未婚化の進展」に加え「夫婦の出生力の低下」が指摘されています。また、その背景として結婚や出産に対する価値観の変化、子育てに対する負担感の増大、仕事と子育てを両立できる環境整備の遅れ等があげられています。

一方、少子化がもたらす影響を考えると、社会保障負担の増加や労働力の減少などの経済的影響のほか、子どものコミュニケーション能力の衰退や社会性の発達・自立への影響、地域コミュニティの活力の低下など、子どもが少なくなることによる社会的な影響も大きいと考えられています。

#### (2) 国の取り組み

国では、平成 11 年 12 月に「少子化対策推進基本方針」を打ち出し、併せて、「少子化対策推進基本方針」に基づく具体的実施計画として「新エンゼルプラン」を策定し、その推進を図ってきました。

しかしながら少子化の進行に歯止めがかからず、平成 14 年 9 月には、「夫婦出生力の低下」という新たな現象に対応するため、「少子化対策プラスワン」をとりまとめ、これまでの「子育てと仕事の両立という視点」に加え、「男性を含めた働き方の見直し」「地域における子育て支援」「社会保障における次世代支援」「子どもの社会性の向上や自立の促進」の 4 つの柱に沿った少子化対策が提案されています。

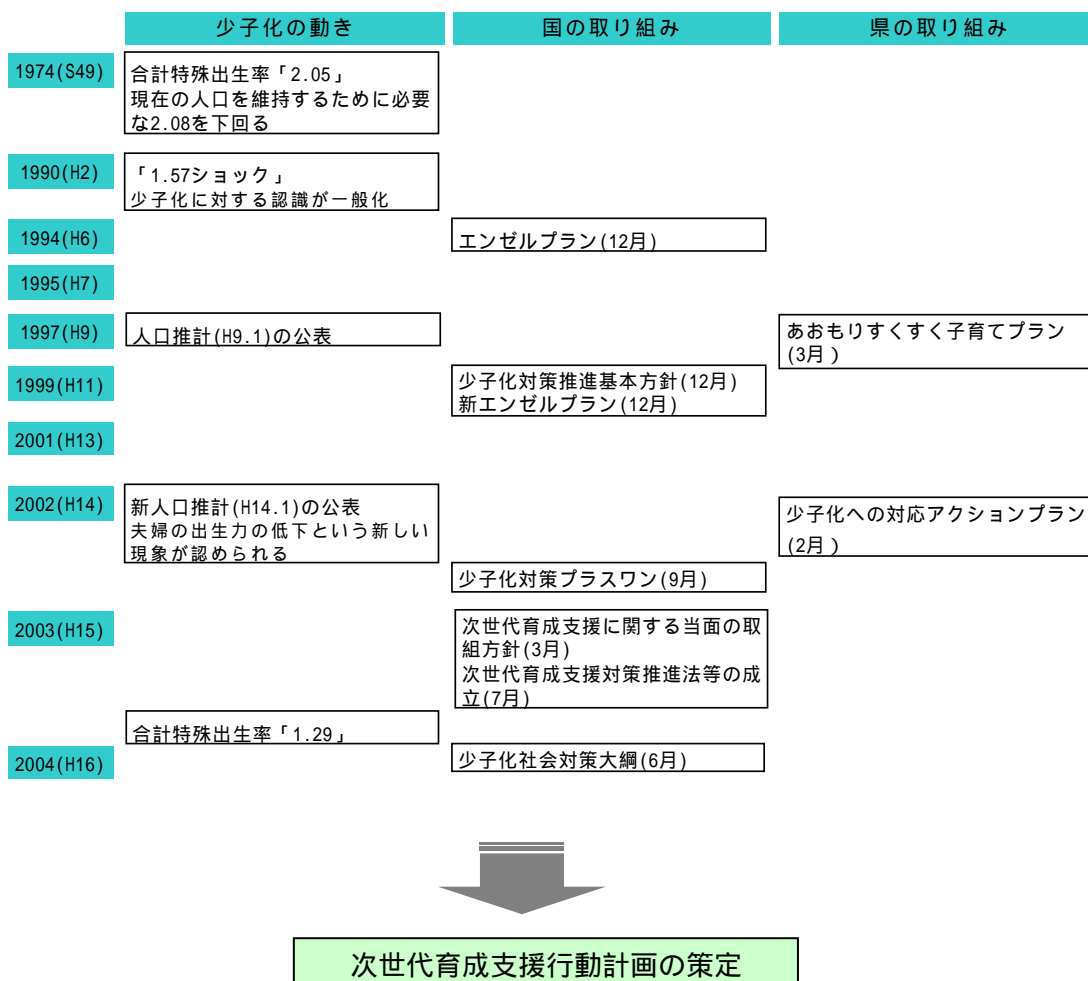
これを踏まえ、平成 15 年 3 月に「次世代育成支援に関する当面の取組方針」を策定、同年 7 月の「次世代育成支援対策推進法」等の法整備と併せ、国・地方公共団体・企業等が一体となった次世代育成支援の推進と、家庭・地域社会における子育て機能の再生に取り組んでいます。

### (3) 県の取り組み

青森県では、「新青森県長期総合プラン」の分野別計画として、平成9年3月に「青森県子育て支援計画（あおりすくすく子育てプラン）」を策定し、「子育て支援社会」の実現に向け、計画的に推進するとともに、平成14年2月に「少子化への対応アクションプラン」を策定し、出生率の向上と若者の定住に向けて取り組んでおり、県の行動プランとしてのみでなく、個人・家庭、地域社会、企業等に対し、それぞれの立場からの推進を呼びかけています。

### (4) 計画策定の目的

上記の状況を踏まえ、本市においても、次代を担う子どもを育成し、また子育て家庭を支援するために推進すべき施策の方向性と具体的な取り組み及びその目標を定めることによって、子どもの健やかな成長と地域全体が一体となって子育て支援をすすめる環境づくりをめざすことを目的とします。



## 2. 計画の位置づけ

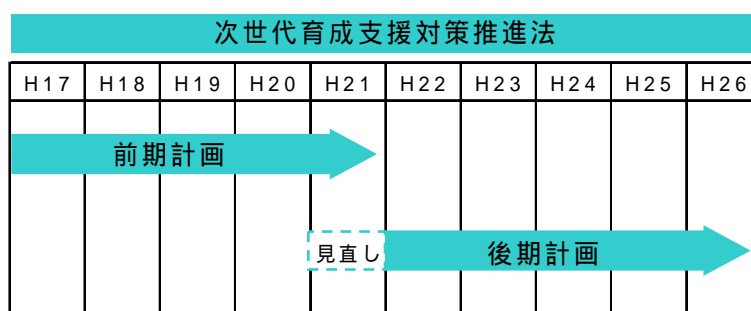
本計画は平成 15 年 7 月に制定された「次世代育成支援対策推進法」第 8 条第 1 項に基づく市町村行動計画であり、行動計画策定指針に即して策定したものです。

また、国がすすめる「少子化社会対策大綱」や、青森県がすすめる「少子化アクションプラン」、本市において推進してきた「三沢市児童育成計画（新エンゼルプラン）」の方向性を踏まえるとともに、上位計画となる「三沢市第 3 次総合開発計画」および個別計画である「健康みさわ 21 計画」「みさわハーモニープラン」等の関連計画との整合性を図りながら、今後本市が推進していく次世代育成支援対策の方向性や目標を総合的に示したものです。

## 3. 計画の期間

本計画は、次世代育成対策推進法の期間である平成 17 年度から平成 26 年度までの 10 年間のうち、前期計画として平成 21 年度までの 5 年間を計画期間とします。

なお、計画期間中であっても、様々な状況の変化により見直しの必要性が生じた場合は、適宜、計画の見直しを行っていくこととします。



計画の進捗状況について毎年公表